

令和3年度  
経営発達支援事業評価委員会 次第

日 時 / 令和3年10月29日(金) 9:30～  
場 所 / 米沢商工会議所 3F(第3会議室)

1. 開 会

2. 挨拶 / 米沢商工会議所 副会頭 加藤英樹

3. 会議内容

1) 本委員会役員を選任について【審議】

2) 経営発達支援計画の概要について【説明】

3) 令和2年度事業報告および令和3年度事業進捗状況【説明】

4) 各委員からの意見および提言等【評価】

5) その他【連絡】

・今後の開催予定など

4. 閉 会

経営発達支援事業  
評価委員会 構成員名簿

【評価委員】

(順不同・敬称略)

No.	所属名称	役職	委員氏名	出欠状況	備考
1	税理士法人おおぞら総合会計事務所	代表社員	加藤 英 樹	出席	税理士
2	協同組合労研センター	理事長	高橋 哲 男	出席	社会保険労務士
3	高橋輝司法書士事務所	所 長	高橋 輝	出席	司法書士
4	株式会社きらやか銀行米沢支店	支店長	国井 知 秀	出席	金融機関
5	国立大学法人山形大学工学部	副学部長	伊藤 浩 志	出席	山形大学工学部
6	山形県置賜総合支庁産業経済部	部 長	加藤 泰 弘	代理出席	地域産業経済課長 佐藤正幸

◎…委員長、○…副委員長

【事業実施者】

<米沢商工会議所（事業実施主体）>

No.	所属・役職等	氏名	出欠状況	備考
1	米沢商工会議所 専務理事	柴田 正 孝	出席	
2	米沢商工会議所 理事・事務局長	安部 徹	出席	
3	米沢商工会議所中小企業振興部 部長	高橋 大 輔	出席	
4	米沢商工会議所中小企業振興部 課長	情野 浩 二	出席	
5	米沢商工会議所中小企業振興部 主幹	安部 憲 明	出席	法定経営指導員
6	米沢商工会議所中小企業振興部 マネージャー	数間 美 幸	出席	
7	米沢商工会議所中小企業振興部	加藤 栄 樹	出席	法定経営指導員
8	米沢商工会議所中小企業振興部	遠藤 憲 隆	欠席	

<米沢市>

No.	所属・役職等	氏名	出欠状況	備考
1	米沢市産業部 部長	安部 晃 市	欠席	
2	米沢市産業部商工課 課長	我妻 重 義	欠席	
3	米沢市産業部商工課 商業振興主査	内山 朋 子	出席	

# 経営発達支援事業評価委員会 設置規程

## (目的)

第1条 本委員会は、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(略称：小規模事業者支援法、平成5年5月21日 法律第51号、令和元年6月5日一部改正法律第21号、以下「法」という)」第7条第1項から3項の規定に基づき、米沢商工会議所ならびに米沢市(以下「事業実施者」という)が策定した支援計画について、法第7条第6項各号の規定要件適合により経済産業大臣の認定を受け、事業実施者が行う「経営発達支援事業(以下支援事業という)」について、実施状況および成果等の評価を行うとともに、米沢地区内小規模事業者の持続的な発展に向けて、事業実施者がより効果の高い支援を講じることを目的として設置する。

## (名称)

第2条 本委員会は、経営発達支援事業評価委員会(以下評価委員会)と称する。

## (活動)

第3条 評価委員会は、その目的を達成するため、次の活動を行なう。

- (1) 事業実施者が計画する支援計画の把握
- (2) 事業実施者が行う支援事業の状況および成果の確認および評価
- (3) 支援事業の一部あるいは全部に関わる意見または提案および助言
- (4) 支援事業の一部あるいは全部に関わる是正または廃止の提言
- (5) 支援事業に関する情報および意見の交換
- (6) 前各号のほか、地区内小規模事業者支援に係る事業に関すること

## (構成)

第4条 評価委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 評価委員 6名
  - ・山形県置賜総合支庁(産業経済主管部) 1名
  - ・税理士 1名
  - ・社会保険労務士 1名
  - ・司法書士 1名
  - ・金融機関 1名
  - ・山形大学工学部教授または准教授 1名
- (2) 事業実施者 11名
  - ・法定経営指導員 2名
  - ・米沢商工会議所 6名
  - ・米沢市 3名

## (委員)

第5条 評価委員会を構成する委員は第4条各号に該当するものから事業実施主体である米沢商工会議所会頭の指名により委嘱する

## (委員の解任)

第6条 委員は次の場合に解任することができる。

- (1) 第4条の規定に該当しないこととなった場合
- (2) 委員による退任申し出(意思表示)があり、米沢商工会議所会頭が解任を認めた場合

(3) 天災地変の発生や社会情勢および経済情勢に激変が生じたことにより、米沢商工会議所会頭が解任を妥当と判断した場合

(4) 前各号のほか、実態と実情に照らし合わせて、米沢商工会議所会頭が解任を妥当と判断した場合

(役員)

第7条 評価委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員職務)

第8条 役員職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員長は評価委員会を代表し、委員会を総理する
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときはその職務を代理する

(役員選任)

第9条 役員選任は、その任期が満了となった直後に行われる会議において、委員間での互選により選任する。

(役員任期)

第10条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 任期が満了になった時点において次期役員選任が行われていない場合には、次期役員が選任される期間までを在任とする。
- 3 役員欠員等により、補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 評価委員会の会議(以下「会議」という)は年1回開催し、支援計画内容、支援事業の実施状況および成果を確認、評価するほか、役員選出、その他必要と認められる事項を協議する。

- 2 会議は委員長が招集し、その議長となる。
- 3 会議での議決を要する議案については、委員の過半数の出席で議決が成立するものとし、出席委員の過半数をもって決議し、賛否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(事業年度)

第12条 評価委員会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第13条 評価委員会の事務局は事業実施主体である米沢商工会議所中小企業振興部に置く。

(補則)

第14条 この規定に定めるもののほか、評価委員会に関する必要な事項は、会議の承認を得た後、米沢商工会議所会頭の承認により、別に定める。

# 経営発達支援計画とは

## 経営発達支援事業の経緯（ガイドラインより）

地域の経済や雇用を支える小規模事業者は、人口減少、経営者の高齢化等の我が国経済社会の構造変化により、需要の低下、売上の減少など厳しい経営環境に直面しております。

そのような経営環境において、小規模事業者が持続的に事業を発展させるためには、国内外の需要の動向や自らの強み等を分析し、新たな需要を獲得するために事業を再構築することが必要です。

これらを踏まえ、平成26年6月に「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第95号）が成立し、同年9月26日に施行されました。

具体的には、商工会又は商工会議所がこれまで行ってきた経営改善普及事業の中に、小規模事業者の経営の発達に特に資するものとして「経営発達支援事業」を新たに位置付けることで、小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援を実施することになりました。



## 小規模事業者の「売上アップ」を支援

1

## 参考）小規模事業者とは

### 小規模事業者（小規模企業者）の定義（中小企業庁HPより）

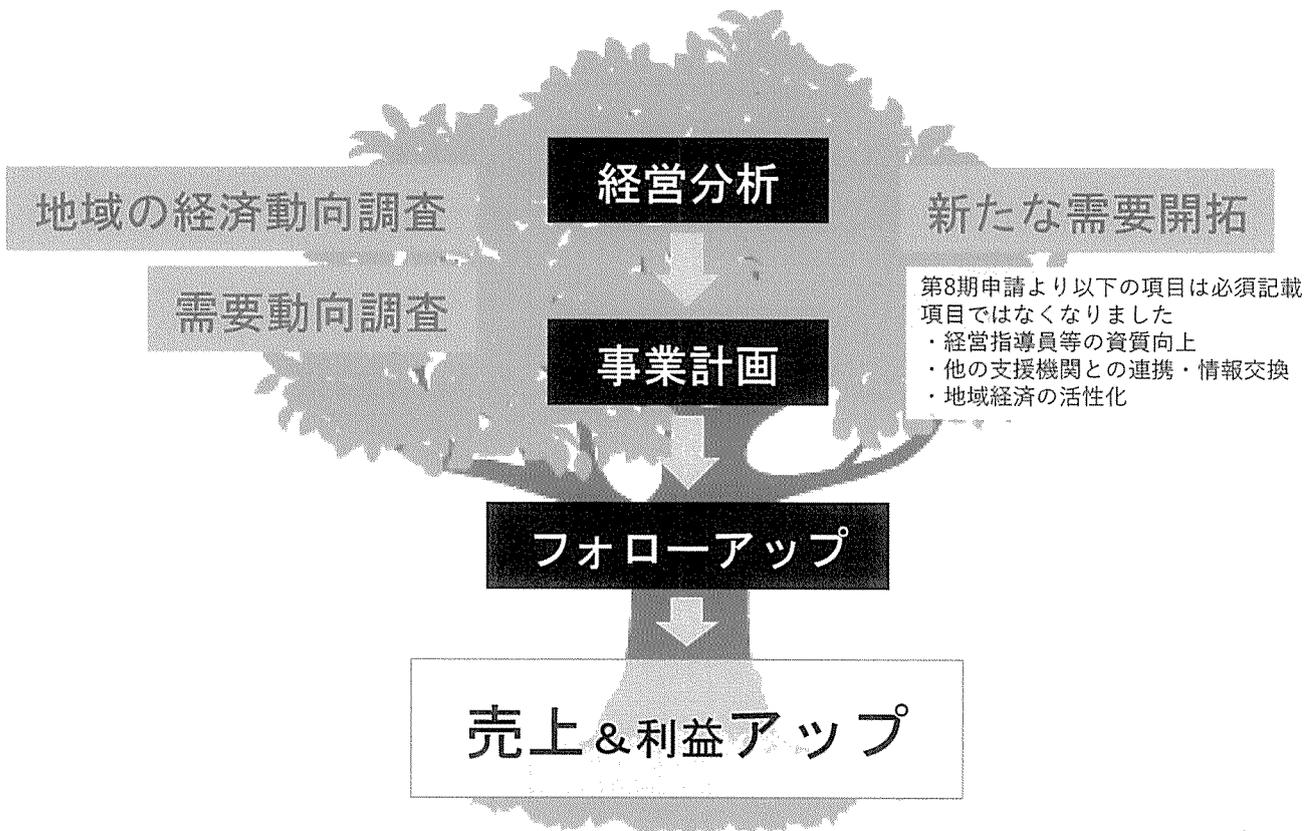
業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

- ・ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法）、中小企業信用保険法、小規模企業共済法の3法においては、政令により宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者を小規模企業としております。

2



# 小規模事業者の売上アップ支援の方法

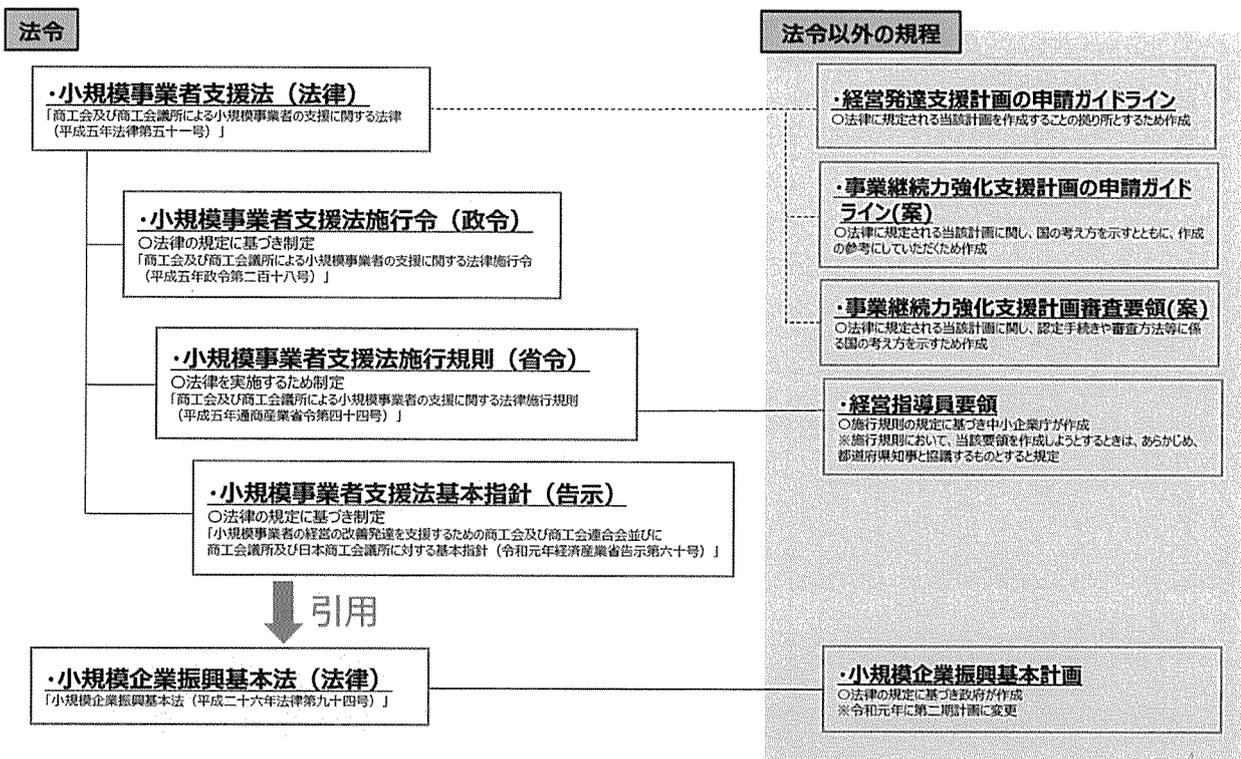


3

## 経営発達計画の根拠法

### 小規模事業者支援法(※)に関連する規定に係る関係図

※正式名称：商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）



# 経営発達支援計画の時間軸

平成26年6月20日  
小規模基本法、小規模支援法が公布

令和元年7月16日  
小規模事業者支援法が改正

H26.4 H27.4 H28.4 H29.4 H30.4 H31.4 R2.4 R3.4 R4.4 R5.4 R6.4 R7.4 R8.4

米沢商工会議所  
第1期経営発達支援計画(H27.4~R2.3)

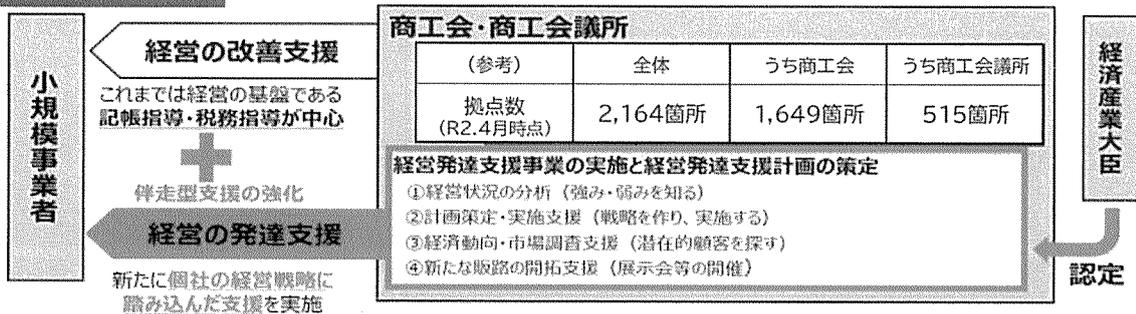
米沢商工会議所  
第2期経営発達支援計画(R2.4~R7.3)

5

# 経営発達支援計画のスキーム

- 小規模事業者を伴走支援する商工会・商工会議所が「経営発達支援計画」を作成し、経済産業大臣が認定するというスキームを創設（平成26年）。
- 併せて、認定を受けた商工会・商工会議所向けの国補助（伴走型補助金）を開始。

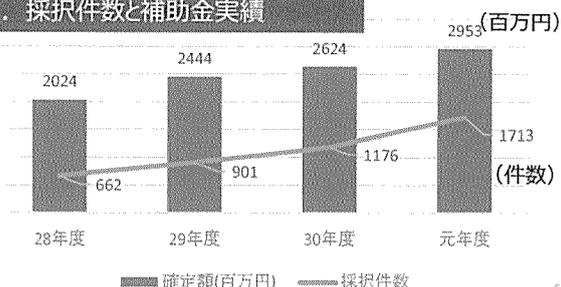
## 1. 支援スキーム



## 2. 伴走型補助金

- 補助率：定額  
上限：700万円  
補助内容：  
①経営状況の分析  
②事業計画を作成するための指導・助言  
③需要動向に関する情報の収集、分析  
④広報活動、商談会・展示会等の開催・参加  
⑤他の支援機関との連携強化や情報交換

## 3. 採択件数と補助金実績



6

# 小規模事業者支援法改正に伴う変更点

## 経営発達支援計画の変更点

### (1) 市町村との連携

これまでの経営発達支援計画は、商工会又は商工会議所が単独又は共同で作成する仕組みであったが、改正法の施行後は、**関係市町村と共同で計画を作成し申請**。  
また、**都道府県知事**は申請計画に対して、意見を言えるようになった。(国に対して意見添付が必須となった)

### (2) 法定経営指導員の関与

経営発達支援計画の記載事項のうち、「実施体制」については、従来、経営発達支援事業の実施に携わる体制を記載することとしていたが、改正法の施行後は、いわゆる「**法定経営指導員**」が**計画の作成から実施段階に至るまで、きちんと関与**することが必須となった。

### (3) フォローアップ項目の記載事項の追加

経営発達支援計画の記載事項のうち、「事業計画策定後の実施支援（いわゆる「フォローアップ」）」については、従来、フォローアップを行う「対象事業者数」及び「その頻度」を目標として掲げることとしていたが、改正法の施行後は、それらに加え、**支援した事業者の収益や利益率の増加等を目標に掲示**。

### (4) 経営発達支援事業の状況報告

従来実施していた「経営発達支援事業実施状況調査（例年6月頃実施）」については、エクセルシートでのアンケート方式を改め、経営発達支援事業により支援した**事業者の支援履歴、国等の施策の利用状況、売上や利益率等の財務情報等**について、**国に報告**する。

### (5) 「2期目」の考え方

経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所・商工会が、計画期間終了に伴い、改めて認定申請を行う場合、「2期目」と呼称し、1期目の事業実施の評価等をどのように反映したのかについて記載していたが、法改正により、本計画は商工会議所・商工会が関係市町村と共同作成する「**新たな計画**」となることから、**いわゆる「旧計画（1期目）」に基づく事業実施の評価等についての記載は審査要件ではなくなる**。

## 参考) 法定経営指導員とは

### いわゆる法定経営指導員について①

#### ● 要件

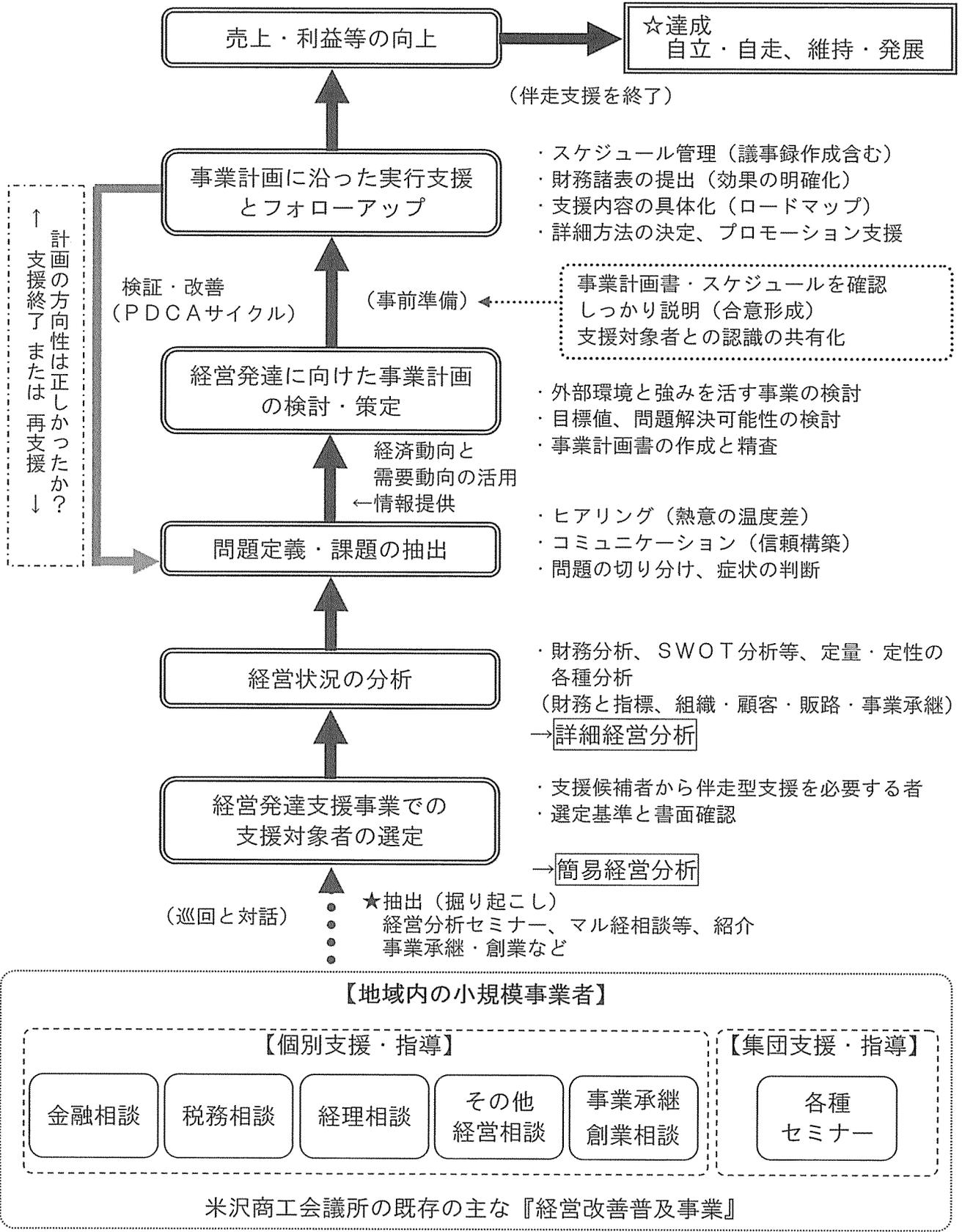
#### (1) 7条5項の経営指導員（「経営発達支援計画」上の経営指導員）

- 商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所  
その他商工会議所を構成員とする団体の**役員又は職員である者**
- 直近5年以内に**中小企業診断士試験規則に規定する科目に係る基礎的知識に関する講習**を修了した者
- 直近5年以内に**行政事務に係る基礎的知識に関する講習**を修了した者
- 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者
- 各欠格事由（刑罰、暴力団等）に該当しない者

#### (2) 5条5項の経営指導員（「事業継続力強化支援計画」上の経営指導員（後述））

- **7条5項の経営指導員の要件を満たす者**
- 直近5年以内に**事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な基礎的知識及び能力に関する講習**を修了した者

**地域の元気を体現できる小規模事業者をサポートする**  
 ～小規模事業者の元気を見る化し、地域に広げていく～



# 令和2年度「経営発達支援事業」実績報告

## 1. 目的（要旨）

「地域の元気を体現できる小規模事業者をサポートする」ため、地域及び地域内事業者の現状と課題、中長期的視点に立った小規模事業者の振興のあり方を踏まえ、事業に取り組む。

## 2. 事業内容報告

### (1) 地域の経済動向調査に関すること

地域の経済動向の現状把握、小規模事業者が調査結果を活用できるよう、広く情報提供するとともに、支援対象者への経営発達支援の基礎資料として活用する。

- ①米沢版小規模 LOB0 調査
  - ・目標 4回 実施 3回（1回は新型コロナ影響調査として別途実施）
- ②全国商工会議所早期景気観測調査（LOB0 調査）
  - ・目標 12回 実施 12回
- ③国（RESAS 等）のビッグデータ活用
  - ・目標 1回 実施 1回
- ④買い物動向調査
  - ・令和2年度実施予定なし
- ⑤通行量調査
  - ・目標 1回 実施 1回

### (2) 経営状況の分析に関すること

地域内小規模事業者から支援対象者を掘り起こし、経営状況の把握と意思確認を行い、信頼関係を構築しながら課題を抽出し、ITを活用した経営分析結果を事業者を提供する。

- ①簡易分析対象者
  - ・目標 100件選定 実施 100件
- ②詳細分析対象者
  - ・目標 50件選定 実施 58件

### (3) 事業計画作成支援に関すること

地域の経済動向などの外部環境と内部の強み・弱みを踏まえ、経営分析によって得られた結果を基に有効性を認識した上で、売上・利益拡大に資する事業計画の策定を事業者と伴に行う。

- ①事業計画作成セミナーの実施
  - ・目標 参加者 30人 実施 20人
- ②創業塾の実施
  - ・目標 参加者 10人 実施 15人
- ③事業計画策定件数
  - ・目標 策定件数 50件 実施 55件（うち創業者2件、事業承継2件）

### (4) 事業計画策定後の実施支援に関すること

事業者との合意形成など事前準備の上、計画に沿った進捗チェック・スケジュール管理等を行い、着実な事業実施に導く。また、計画と成果を評価・検証する PDCA サイクルに基づき、継続してフォローアップする。

- ①フォローアップ対象事業者と頻度
  - ・目標 50者 実施 55者
  - ・目標 200回 実施 217回

### (5) 需要動向調査に関すること

事業者ごとの社会的ニーズを捉えるため、地域イベントや施設の来場者を対象に地域内外の消費者や取引先の需要動向を直接調査・分析し、事業者にフィードバックする。マーケットインの考え方で事業計画の策定に反映する。

- ①逸品研究会でのアンケート調査
  - ・目標 150 標本 実施 210 標本
- ②Y-1 グルメグランプリでのアンケート調査
  - ・新型コロナウイルス感染症拡大(以下新型コロナ感染拡大)防止のため中止
- ③道の駅米沢でのアンケート調査
  - ・新型コロナ感染拡大防止のため中止
- ④ビジネスマッチ東北でのアンケート調査
  - ・新型コロナ感染拡大防止のため出展見合わせ

(6) 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること

提供する商品やサービス、業種に応じたPRを通じ、新たな需要の開拓のために消費者向けと事業者向けに分け、商談会への参加、サイトへの登録等、数多くのメニューを準備し、事業者の販路拡大を支援していく。

- ①一店逸品運動事業での販路拡大
  - ・目標 5 者 実施 5 者
- ②まちなかゼミナールでの販路拡大
  - ・目標 3 者 実施 2 者
- ③日本百貨店しょくひんかん（日商：地域うまいもんマルシェ）への出店
  - ・新型コロナ感染拡大防止のため出展見合わせ
- ④米沢市のふるさと納税事業への登録
  - ・目標 2 者 実施 2 者
- ⑤商談会、展示会への参加
  - ・新型コロナ感染拡大防止のため出展見合わせ
- ⑥米沢市ブランド推進事業の活用
  - ・目標 2 者 実施 1 者
- ⑦ジェグテック（中小機構：マッチングサイト）活用事業
  - ・目標 2 者 実施 0 者

主な制度を活用した（事業計画策定）支援実績

伴走支援での活用制度名		令和元年度 参考	令和2年度	令和3年度 9月末状況
①持続化補助金 ※公募日の年度区切り	支援	【2回】 23	【9回】 76	【3回】 7
	採択	【2回】 23	【9回】 56	【2回】 4
②山形県補助金 (スバサボ他)	支援	—	35	6
	採択	—	33	4
③やまチャレ助成金	支援	5	3	1
	採択	4	3	1
④米沢市創業補助金	支援	6	7	3
	採択	5	7	3
⑤事業承継補助金	支援	1	1	0
	採択	1	1	0
⑥経営力向上計画	支援	0	2	0
	採択	0	2	0
⑦先端設備導入計画	支援	1	4	1
	採択	1	4	1
⑧事業再構築補助金 ※R3年度より	支援	—	—	4
	採択	—	—	2
伴走支援を講じた合計 (2段部分は上段の数値)		36	128	22
		第1期計画	→第2期計画	

■上記は「主な制度」の抜粋であり、その他の個別支援(相談)やセミナー開催などは含まない。

■経営発達支援計画では、年間50事業者への個社支援を数値目標としている

## 事業計画作成セミナー、事業計画個別相談会 実績報告

### (1) 事業計画作成セミナーの実施

#### ①事業計画作成セミナー（3回実施）

##### 【1回目】

日 時：令和2年11月13日（金）14時00分～16時30分

場 所：米沢市 伝国の杜（米沢市丸の内1-2-1）

講 師：株式会社 エイチ・エーエル 鈴井 祐恭氏（経営コンサルタント）

受講者数：14名（すべて小規模事業者）

##### 【2回目】

日 時：令和2年12月 3日（木）14時00分～16時30分

場 所：米沢市 伝国の杜（米沢市丸の内1-2-1）

講 師：株式会社 エイチ・エーエル 鈴井 祐恭氏（経営コンサルタント）

受講者数：15名（すべて小規模事業者）

##### 【3回目】

日 時：令和2年 12月 17日（木）14時00分～16時30分

場 所：米沢市 伝国の杜（米沢市丸の内1-2-1）

講 師：株式会社 エイチ・エーエル 鈴井 祐恭氏（経営コンサルタント）

受講者数：14名（すべて小規模事業者）

#### ②事業計画作成セミナー 個別相談会

日 時：令和3年1月14日（木）9時20分～16時50分

場 所：米沢商工会議所（山形県米沢市中央四丁目1-30）

講 師：株式会社 エイチ・エーエル 鈴井 祐恭氏（経営コンサルタント）

受講者数： 8名（すべて小規模事業者）

#### ③セミナー開催の成果

##### ・事業実施内容

##### 【事業計画作成セミナー】

なぜ事業計画が必要なのか、その作成の意義と効果について講師が受講者に講演。事業計画は売上高や利益を増やすための計画とし、基本方針と行動計画を立て、自社が取り組む事業について項目、具体策、目標、責任者等を一覧化することは必要と話した。続いて受講者の現状を書き出すワークを行い、現状把握をし、理想と現実のギャップを認識させ、将来ビジョンを描かせた。また、事例を含めた新型コロナウイルス感染症への対応についても学んだ。

新たな取り組みの考え方として、「アフターコロナ・ウィズコロナ」のどちらが自社に合う

のかを考えるべきと話し、視点を広く持たせ、その後、分析を基にする事業計画の作成ポイントを指導し、事業計画ノート(1年ノート)を活用しながら、事業計画書を実際に作成した。

#### 【個別相談会】

事業計画作成セミナー参加者を対象に、自社の事業計画作成を行った事業者への個別指導を行った。まず、講師がセミナーで使用した1年ノートまたはワークシートに記載した計画内容を確認。収支管理や販路開拓などその事業者が抱える問題を中心に聴き取り、自社の強みを活かした計画づくりになるよう、経営者の想いを計画に反映できるよう指導した。加えて、お客様に対し、自社の販売商品・サービスの強みの伝え方について、指導を行った。なお、1事業所に対し、1名の担当経営指導員を付け、講師の指導後、フォローアップを行っている。

#### 【セミナー実施後のフォローアップ】

前年度実施後から、1年をかけて各経営指導員が支援希望の事業者を選定し、セミナーへの受講に繋がっているため、すでに信頼関係も構築できている事業者も多く、スムーズにフォローアップを行うことができた。また、今回初めてセミナーを受講する事業所には手厚く内容の説明を行った。

個別相談会を希望した8事業所については重点支援先としてフォロー回数を多く取ったうえで実績数値を聞き取りし、経営支援基幹システムのBIZミルを活用しながら、種々の分析を行った。なお、受講者の中には、過年度もしくは今年度の小規模事業者持続化補助金、山形県補助金等の採択を受けた受講者もいたことから、計画の実施状況も逐次確認し着実に実行できるように支援した。

【事業計画作成セミナー開催の様様(11/13)】



【個別相談会開催の様様(1/14)】



## よねざわ逸品研究会 米沢逸品展 実施報告書

- ・ 目 的 一店逸品運動事業は、個店の魅力を向上することで個店が元気になり、元気な個店を増やすことで市内の商業活性化につなげることを目指す事業である。よねざわ逸品研究会はお店を象徴するイチ押しやおすすめを「逸品」として打ち出し、情報を発信することで、お店への理解と関心を促し、気軽に来店いただけるようなキッカケづくりを行っている。

研究会参加店が一堂に会し、自店の商品を米沢市内外の消費者へ広く紹介・販売することにより、よねざわ逸品研究会の知名度向上、参加各店の活性化ならびに米沢市の物産振興を図るために開催した。

- ・ 期 日 令和3年10月17日（日） 10：00～17：00
- ・ 会 場 道の駅米沢 屋外多目的広場 （〒992-0117 山形県米沢市大字川井 1039-1）
- ・ 天 候 曇りのち雨 気温 11℃（11月並み）
- ・ 来場者数 約1,000人

### ・ 内 容

項 目	実施内容	備 考
米沢逸品展 (テント出展)	よねざわ逸品研究会第7期・第8期の参加店の出展 展示販売(21店舗) 実出展17店、パンフレット配布4店	
来場者プレゼント	先着300人にコーヒーの「香り豆」をプレゼントした。	提供： 鷺コーヒー
アンケート調査	来場者の属性や購入動機等を調査。記入者にはコーヒードリップパックをプレゼント。200人を予定したが、悪天候により、90人とどまった。	
キャラクター	直江兼続キャラクター「かねたん」との記念撮影等（米沢観光コンベンション協会委託）	
風船ふるまい	お子様対象に、約50個の風船を配布	
※道の駅米沢直轄 イベント	フォークデュオ「とちおとめ」ライブ	

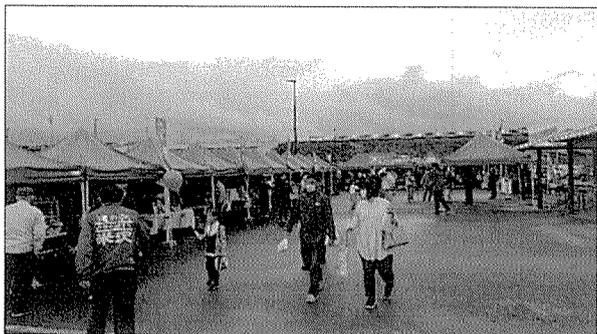
### ・ 広 報

- ①ポスター … A1版、50枚作成（米沢市役所、観光施設、コミセン等）
- ②直前チラシ… A4版の両面、5,000枚作成、10月7日より出店店舗で配布。
- ③テレビ広告… 10月13日 米沢商工会議所ニュース内（NCVニュース放送内）
- ④商工会議所報… 10月1日号 米沢、福島・相馬商工会議所報10月号での告知
- ⑤米沢市報 … 10月1日号 暮らしNABIによる告知
- ⑥米沢市役所パネル広告… 10月1日～10月15日
- ⑦その他 … 道の駅米沢 ホームページ掲載、プレスリリース（市記者クラブへ）

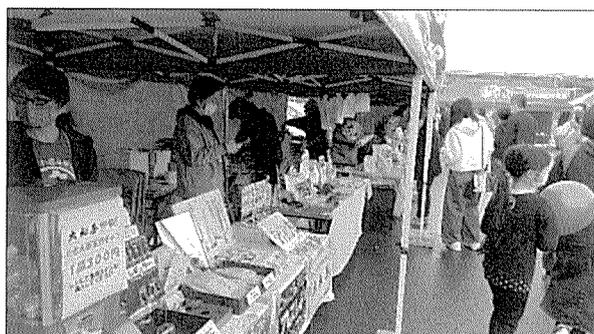
※実施後、山形新聞、米沢新聞、NCVニュースで当日の様子が伝えられた。

- ・総括 よねざわ逸品研究会が主催する一般市民向けイベントは初めてであり、広報にも注力して開催した。当日はあいにくの雨模様かつ、11月並みの低温であったが、用意した商品が完売する店舗も数多くみられた。また、アンケート調査からは好意的な意見も多く、加えて市内外からの来場者も多かったことから、当初の目的は達成し、一定の成果があったものと考えられる。

【当日の様相】



道の駅米沢 屋外にテントを設置して実施



参加各店が米沢逸品についてお客様に説明・販売



かねたんも登場し、会場を盛り上げた



逸品展参加メンバー